

議案第57号

日野町個人情報保護条例等の一部改正について

日野町個人情報保護条例、日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び日野町手数料徴収条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年9月3日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町個人情報保護条例等の一部改正が必要な理由と概要

1 背景および趣旨

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の一部改正に伴い、関係する条例に所要の改正を行う。

2 改正内容

第1条 日野町個人情報保護条例の一部改正

- ・番号法に規定される情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されることに伴い、該当箇所の記載を改める。
- ・規定中引用する番号法の条項を改める。

第2条 日野町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

- ・規定中引用する番号法の条項を改める。

第3条 日野町手数料徴収条例

- ・番号法の改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化され、個人番号カードの再発行に係る手数料の徴収事務については、同機構から町長に委託することができる旨規定されたことに伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料に関する規定を削除するもの。

3 施行期日

公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

日野町個人情報保護条例等の一部改正について

(日野町個人情報保護条例の一部改正)

第1条 日野町個人情報保護条例(平成13年日野町条例第2号)の一部を次のように改正する。

| | 改正後 | 改正前 |
|----------|--|---|
| (訂正等の実施) | | |
| 第28条 (略) | 2 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるとときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))への通知その他必要な措置をとらなければならぬ。 | 2 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるとときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、 <u>内閣総理大臣</u> 及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は <u>同条第8号</u> に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))への通知その他必要な措置をとらなければならない。 |

(日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年日野町条例第31号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 | | | | |
|--|--|-----|-----|-----------|-----------|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p> | | | | |
| <p>(日野町手数料徴収条例の一部改正)</p> <p>第3条 日野町手数料徴収条例(平成12年日野町条例第2号)の一部を次のように改正する。</p> | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">改正後</th> <th style="text-align: center;">改正前</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">別表(第2条関係)</td> <td style="text-align: center;">別表(第2条関係)</td> </tr> </table> | 改正後 | 改正前 | 別表(第2条関係) | 別表(第2条関係) |
| 改正後 | 改正前 | | | | |
| 別表(第2条関係) | 別表(第2条関係) | | | | |

| 種類 | 金額 | 備考 |
|----------------------------|-----------|----|
| 略 | | |
| 住民基本台帳の閲覧手数料 1件につき 200円 | 1人を1件とする。 | |

| 種類 | 金額 | 備考 |
|--|------------|--------------|
| 略 | | |
| 住民基本台帳の閲覧手数料 1件につき 200円 | 1人を1件とする。 | |
| 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料 | 1件につき 800円 | カード1枚を1件とする。 |

附 則
この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。